

## 優遇税制の適用される

### 一般社団法人への移行を目指して

忌部 実

2008年5月に開催された北区医師会通常総会で、新制度下（一般社団・財団法人法、公益法人認定法、関係法律整備法 2008年12月1日施行）の公益社団法人になるための申請手続きを速やかに行うと決議され公益法人申請準備委員会が2010年度より活動を開始しましたが、2011年5月の通常総会では、新制度下の一般社団法人への移行認可を目指すと軌道修正されました。これは現行の北区医師会の運営をほぼ踏襲するのであれば、新しい法制度の下では、その法人形態は公益社団法人ではなく一般社団法人という範疇に当てはまるからです。前号で説明しましたように公益社団法人になってしまうと、現行の北区医師会活動とはかなり異なった活動内容にならざるを得ません。その上、収支が赤字であることを法律で規定されている公益事業を総事業費の50%以上に増やしてなお北区医師会の継続性を図ることは資金的に相当に困難なことにように思えます。それゆえ一般社団法人を目指すわけです。将来の北区医師会活動が公益事業を中心に展開され、その継続を可能とならしめるような収入の目途がつか

ような時期が来れば、公益認定の申請、認定を経て公益社団法人になる道も残されています。このことは将来の会員の判断に委ねることとし、今は一般社団法人としての認可を目指すという総会決議を実現するのが理事団の役目です。

まず移行する一般社団法人の定款について決めることが必要です。一般法人申請準備委員会（以前の公益法人申請準備委員会から名称を変更）は、新法人制度への移行認可の受付窓口である大阪府庁医事看護課の指導を受けながら、現行の北区医師会の活動がすべて可能であるように文案を吟味し、理事会および総会に諮る定款案を作成しました。大阪府庁の担当官よりこの文案であれば受理できるとの内諾を頂いております。新法人になってからの医師会活動の根拠になる定款案ですので会員の皆様方にはぜひご検討のほどをお願いいたします。参考資料として文末に掲載しておきます。

実は、新制度下では一般社団法人は登記のみで設立できるので、北区医師会の目指す一般社団法人は単なる一般社団法人ではなく公益目的の事業を多く行ういわゆる非営利一般社団法人です。課税の観点から言い換えると、営利法人として課税を受ける一般法人ではなく、現行のような税制上の優遇を受けることができるように組織を設計したいと考えています。このためには、これまでも税制上の優遇対象となっていた事業が、公益法人認定法第2条第4号に定義される公益目的の事業であることを定款に謳い、か

つ事業開始前に作成した公益目的事業計画が適正かつ実施確実であることを、民間有識者からなる委員会の意見に基づき大阪府知事の公認を得ることを要します。

現在行っている医師会事業それぞれの担当理事が、公益目的支出計画の概略を事業ごとに文書化する作業に着手しております。完成途上のものですが、これも参考資料として文末に掲載させていただきます。

定款案と公益目的支出計画案とは理事会承認を経て、総会で諮り、決議を頂ければ、これらを添えて大阪府に認可申請することになります。新法人として認可されれば、一般社団法人大阪市北区医師会は2013年4月1日より公益目的支出計画の事業を含む諸活動を開始できることとなります。大阪府医師会も同じ日から新制度下の一般社団法人として活動できるよう認可申請されると聞いております。

もう少しで大阪市北区医師会がほぼこれまでどおりの事業ができる新制度下の一般社団法人として認可されるよう申請する書類が整います。総会への出席や申請書類のご検討など会員の皆様方を煩わせるかと思いますが、引き続きご協力をお願いいたします。

（掲載資料）

1. 一般社団法人北区医師会定款（案）
2. 公益目的支出計画（案） — 各公益目的事業毎に概略を記載